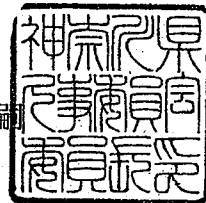




人委第29号
令和2年5月15日

神奈川県議会議長 梅沢 裕之 殿

神奈川県人事委員会委員長 山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和2年5月15日付け神議第1107号により意見を求められました次の条例案について、次のとおり意見を申し述べます。

定県第50号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

この条例案は、管理職手当を受けるべき職を占める職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当並びに第1号任期付研究員及び特定任期付職員に対して支給する期末手当を減額するため、所要の改正を行おうとする内容となっています。

当委員会としては、職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものと考えておりますが、今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、臨時・特例的に行われるものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。

定県第51号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

この条例案は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して特例を設けるため、特殊勤務手当について所要の改正を行おうとするものであり、異議ありません。

問合せ先

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252